

# おもてなし花壇設置事業 業務委託先募集要項

## 1 業務の目的

愛知県は1962年以降63年連続して日本一の花の生産を誇り、多様で高品質な花を生産する「花の王国」である。しかし、県庁所在地の名古屋市における1世帯あたりの園芸用植物に対する支出金額は全国で25位（2025年総務省家計調査）と低迷したままであり、花の活用促進を図る必要がある。

近年では花きのホームユース需要が拡大するとともに、ニュース等で県庁玄関前がメディア等で放映される機会が増加している。

本県では、こうした社会変化を好機と捉え、「あいちの花」のブランド力向上と需要拡大を図るため、愛知県庁本庁舎の玄関前に「あいちの花」を使用した「おもてなし花壇」を設置し、県内外の幅広い消費者へ向けてあいちの花をPRする。

本業務では「おもてなし花壇」の企画から設置（植替え）、維持管理、撤去までを一体的に委託し、円滑な花壇管理を図ることを目的とする。なお、植替えた当日から見映えのある花壇とするとともに、常に見頃の状態を維持することとする。

## 2 業務の内容

別添「おもてなし花壇設置事業業務委託仕様書」のとおり。

## 3 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

2,530,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

### (3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、規則第129条の3の各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

### (4) 契約期間

契約締結日（2026年5月上旬予定）から2027年3月18日（木）まで

### (5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

## 4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

## 5 募集期間

2026年4月7日（火）から4月23日（木）まで

## 6 応募資格

花の管理に精通しており、花の装飾に豊富な経験と人的資源、企画力、技術等を有する者とする。また、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容の全てに登録されていること。
  - ア 業務（大分類）「03：役務の提供等」  
営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」  
取扱内容（小分類）「10：植物管理」のうち、（細分類）「03：草花管理」
  - イ 業務（大分類）「03：役務の提供等」  
営業種目（中分類）「03：映画等制作・広告・催事」  
取扱内容（小分類）「03：催事」のうち、（細分類）「03：展示」
  - ウ 業務（大分類）「03：役務の提供等」  
営業種目（中分類）「03：映画等制作・広告・催事」  
取扱内容（小分類）「04：デザイン」のうち、（細分類）「01：デザイン」
- (3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に本店又は支店等があること。
- (4) プロポーザル開始の日から契約の日までの間に、県から指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（様式 1）

イ 添付書類

- (ア) 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (イ) 定款及び寄付行為、規約等
- (ウ) 直近 2 か年の決算報告書。なお、法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式 1）の 1 「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。
- (エ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
- (オ) 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

(カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

※記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類を添付して提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙1「登録証明書」参照）。

ウ 提出部数 各1部。データのみによる提出可。

## (2) 提出期限

2026年4月23日（木）午後5時（必着）

※募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

## (3) 提出方法

データの場合は、下記メールアドレスに送付する。なお、データサイズが14MBを越える場合は、送付を複数回に分けるか、大容量メール便等により送付すること。紙により提出する場合は、持参若しくは郵送等で提出する。

※郵送等の場合は、配達都合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

## (4) 企画提案書作成上の注意

ア 書類の様式

用紙サイズはA4判（横書きとし、ページ番号付き）とすること。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書類の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出書類の間合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。

オ 提出書類の管理等

- (ア) 応募書類は返却しない。
- (イ) 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- (ウ) 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- (エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画提案書は県と協議の上、決定する。

(5) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県農業水産局 農政部 園芸農産課 花きグループ  
担 当 宮崎、片山  
電 話 052-954-6419 (ダイヤル)  
メール engei@pref.aichi.lg.jp

※ 応募に関する問合せは、電子メールとし、質問に対する回答は園芸農産課 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/engei/>) に掲載する。

なお、電子メールの件名等に「おもてなし花壇設置事業に係る質問」と明記すること。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法等

提出後は県が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする（1応募者あたり説明10分、質疑応答10分を予定）。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

ア 日 時

2026年4月30日（木）午後1時から午後4時まで

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

集合場所やプレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 場 所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

ウ 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

(ア) 事業の実現性・実効性について

- a 事業の実施体制等
- b 企画提案者の事業基盤

(イ) 提案内容の優良性について

- a 事業の実施方法
- b 事業の内容

(3) 予備審査

応募者が6件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

ア 提出書類の書面審査を行う。

- イ 審査基準は審査委員会に準ずる。
- ウ 応募者の順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。
- エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。
- オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

**(4) 選定**

審査委員会の結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

**(5) 通知**

審査結果は選定後、速やかに応募者へ文書で通知する。

**(6) 契約**

選定した委託先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

**10 スケジュール（予定）**

2026年4月7日	委託先募集開始
2026年4月23日	企画提案書の提出期限
2026年4月30日	審査委員会による審査、委託先の決定
2026年5月上旬	契約締結
2027年3月中旬	事業完了
2027年3月中旬	完了報告書（成果報告書を含む）の提出
2027年3月下旬	完了検査、請求書の提出
2027年4月上旬	委託料の支払い

**11 その他**

- (1) 提出書類の作成及び提出、説明会及び審査委員会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症、本庁舎の屋根修繕工事の進捗等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。
- (3) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。